平成２４年（フ）第１２７号
愛知県西尾市吉良町上横須賀上町東39番地１
債務者　山口　志野
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
愛知県岡崎市本宿町字棚田１番地６　県営住宅９―305、前住所愛知県岡崎市藤川町字岩田28番地９
債務者　山下　　強
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
岡山県井原市七日市町196番地５　ハーモニー七日市Ｂ２階202号室
債務者　石井　陽子
１　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
高知県南国市廿枝266番地
債務者　和田　　聡
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６０号
高知市北竹島町29番地１　市住１棟64号
債務者　秋山　　修
１　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１７号
高知市鴨部１丁目11番２―2113号、申立時の住所高知市吸江115番地８
債務者　弘井　幸恵
１　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２４号
高知市山ノ端町51番地６　苗床山６号冨田方、住民票上の住所高知県南国市里改田364番地の１
債務者　山岡　真実
１　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２５号
高知市朝倉西町２丁目14番34―10号　ハウス2000―101
債務者　福岡　　香
１　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２６号
高知県香南市夜須町千切568番地
債務者　吉満　弘子
１　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７６号
鹿児島県鹿児島市吉野町9046番地６クレストハウス吉野206号
債務者　中重　祐子
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４４号
山口県山陽小野田市大字津布田1395番地８
債務者　金守　浩樹
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月５日午後３時
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１１５号
静岡県磐田市豊岡3057番地22　サンエリア203号三浦方、住民票上の住所静岡県磐田市向笠竹之内123番地１
債務者　村田　伸子（旧姓西村）
１　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
愛知県豊橋市飯村町字南池上１番地298
債務者　粥川高光こと　カイガワ　セルジオ　タカミツ
１　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第７３号
愛知県豊川市幸町125番地　宮地荘
債務者　柿田　宏孝
１　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６９号
釧路市美原２丁目６番4503号
債務者　地舘智恵子
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１２０号
川崎市中原区下新城３丁目12番15号　関越ソフトウェア下新城寮306
債務者　松田　剛志
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係